

1級建築士の皆様へお知らせ

このたび、「公認 不動産コンサルティングマスター」の受験資格が改訂され、今年11月10日（日）に実施される試験から、新たに1級建築士の方も受験できることとなりました。（これまでは、宅地建物取引主任者と不動産鑑定士のみ限定されていました。）

「公認 不動産コンサルティングマスター」は公益財団法人「不動産流通近代化センター」が平成5年から実施している国土交通大臣の登録証明事業で、試験に合格して、1級建築士の実務経験が5年ある方であれば、「公認 不動産コンサルティングマスター」となり、

- ①金融商品取引法の「不動産関連特定投資運用業を行う場合の人的要件をみたす者」として認められ、また、不動産投資顧問業登録規程の「登録申請者」及び「重要な使用人」の知識についての審査基準をみたす者として認められるなど法律上のメリットのほか、
- ②お仕事を進める上で極めて有益となる限定サービスを受けることができ、
- ③「不動産流通近代化センター」のHPを活用したお客様へのPRなどが可能となります。

また、

④業務委託契約書の締結や企画提案書の提出など、一定の要件をみたす場合には、不動産仲介手数料とは別の分離・独立した業務として報酬を受領することができます。

今年3月の法律改正によって、平成27年1月から実施される相続税の増税、急速に進む少子高齢化、人口や世帯の減少といった状況の下で、ご自分の土地の有効活用を真剣に考える方々はこれから益々増えると思われます。

是非、「公認 不動産コンサルティングマスター」の資格を取っていただき、土地の有効活用を考えておられる方々の御相談・御要望にお応えして、1級建築士の皆様の事業の拡大・推進にお役立て下さい。

平成25年5月

公益財団法人「不動産流通近代化センター」